

議案第67号「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」の修正

上記の修正案を、東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）第17条の規定に基づき東村山市議会に提出する。

平成25年12月19日提出

提出者 東村山市議会議員

小町 明夫

土方 桂

蜂屋 健次

石橋 博

熊木 敏己

議案第67号「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」の修正

議案第67号「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」の一部を別紙のとおり修正することに議決を得たい。

説明 住民投票に関する規定を修正するため、本案を提出するものである。

東村山市議会議員 肥沼 茂男 殿

---

平成25年 月 日

◇

東村山市議会議員 肥沼 茂男

議案第67号「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」の修正

議案第67号「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」の一部を次のように修正する。

第20条第2項を削除する。